

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和7年10月3日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、令和8年2月13日から同年3月13日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年2月13日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アクロスプラザ山口

所在地 山口市維新公園五丁目2番12号

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。